平成29年5月1日~5月31日

	年5月1				:	年齢区分				初診時	こおける信	易病程度		発生場所ごとの項目(人)								
日付	搬送人員	男	女	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(野外)	道路	その他	
5/1	3	2	1				1	2				3		1	1	1						
5/2																						
5/3	2	2					1	1				2					1		1			
5/4	2	2				1	1					2							1		1	
5/5	3	2	1			2		1			2	1		1			1			1		
5/6	2	2					2					2						1	1			
5/7	1	1				1						1							1			
5/8																						
5/9																						
5/10																						
5/11	1	1					1				1					1						
5/12																						
5/13	3	2	1			3					3								3			
5/14	1		1					1			1			1								
5/15	2	2					1	1			1	1		2								
5/16	2	1	1				1	1				2						1	1			
5/17	1	1						1			1			1								
5/18																						
5/19	4	2	2					4			2	2		2					1	1		
5/20	6	3	3			2	2	2			2	4		2	1		3					
5/21	4	2	2				3	1				4		1					1	2		
5/22	7	3	4			3	1	3			3	4		3			2	1		1		
5/23	2	1	1					2			2			2								
5/24																						
5/25	1	1				1					1						1					
5/26	1		1					1				1								1		
5/27	3	3						3		1	1	1						2			1	
5/28	3	1	2				2	1			2	1		1					1	1		
5/29	3	3					2	1			2	1		3								
5/30	4	4					1	3			2	2		1				1		1	1	
5/31	1	1						1				1		1								
計	62	42	20			13	19	30		1	26	35		22	2	2	8	6	11	8	3	

- ・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
- ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
- ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
- ・高齢者とは、 満65歳以上の者をいう。
- 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
- ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 - ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 - ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。
- 住居(敷地内全ての場所を含む)
- ·仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
- ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
- ·教育機関(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- 公衆(屋内)不特定者が出入りする場所の屋内部分
 - (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 - ・公衆 (屋外)不特定者が出入りする場所の屋外部分
 - (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 - •道路(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 - その他((上記に該当しない項目)

平成29年6月1日~6月30日

平成29	9年6月1			年齡区分						初診時に	こおける係	病程度		発生場所ごとの項目(人)								
日付	搬送人員	男	女	新生児	乳幼児	少年		高齢者		重症	中等症		その他	住居	仕事場①		教育機関			道路	その他	
6/1	2	2					2					2			2							
6/2	2		1			1		1			1	1					1			1		
6/3	1	1					1				1							1				
6/4	1	1						1			1			1								
6/5																						
6/6	1		1				1					1					1					
6/7	1	1						1				1						1				
6/8	3	3				2		1			2	1		1					2			
6/9	3	2	1					3			3			2	1							
6/10	1	1					1					1							1			
6/11																						
6/12																						
6/13																						
6/14	1		1					1			1			1								
6/15	2	2					1	1			2			1	1							
6/16	2	1	1				1	1			1	1							1		1	
6/17	2	2						2			1	1		1					1			
6/18	4	3	1			1	1	2			2	2		1				1	1		1	
6/19	3	3				1	1	1			1	2		2			1					
6/20																						
6/21																					<u> </u>	
6/22		 						1			1			1								
6/23		2	3		1		1	3		1	2	2		2					2	1		
6/24		1					1					1							1			
6/25																						
6/26																					<u> </u>	
6/27																					<u> </u>	
6/28			2				2	1		1		2		1				1			<u> </u>	
6/29		\vdash	1				2					2		1				1				
6/30	3	2	1			1		2			1	2		2			1					
計	44	31	13		1	6	15	22		2	20	22		17	5		4	5	9	2	2	

- ・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
- ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
- ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
- ・高齢者とは、 満65歳以上の者をいう。
- ・死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 - ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 - ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 - ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、 並びにその他の場所に搬送したものをいう。
- 住居(敷地内全ての場所を含む)
- ·仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
 - ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 - ·教育機関(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- 公衆(屋内)不特定者が出入りする場所の屋内部分
 - (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 - ・公衆 (屋外)不特定者が出入りする場所の屋外部分
 - (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 - •道路(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 - その他((上記に該当しない項目)

平成29年7月1日~7月31日

1 19,20	+///	7月1日~7.	男女	年齡区分						初診時に	おける係	医病程度		発生場所ごとの項目(人)								
日付	搬送人員	男		並井旧	乳幼児			高齢者	둈±				l	<i></i>	从東提 ①		教育機関		ı	道路	その他	
7/1	17	10	4	新生児	孔列比	少年	成人 2		%L		中等症	軽症			江争場①						その他	
	17		4			1				2	6 7	10 5		10		2		1	3	1		
7/2			2			0	6							6	•	•		1	2	1	4	
7/3		12	9			2	6		1		14	6		8	2	2	2	1		2	4	
7/4			2				1	4			5			3	1					1		
7/5	3		2					3				3		1					1		1	
7/6			1			_		2			2			1				1				
7/7	2		1			1	1				1	1					1				1	
7/8			3			1	3	1			2	3		2		1			2			
7/9			2			1	4	5			4	6		2				6	1	1		
7/10			2			1	2	2			2	3		2			1	1	1		1	
7/11	23		4			1	9			1	10	12		6	4			2	4	6	1	
7/12	10	7	3				4	6			4	6		6	3			1				
7/13	7	4	3				1	6		1	3	3		3		2				1	1	
7/14	22	11	11			1	11	10			10	12		8	4		1	3	2	4		
7/15	20	13	7		1	1	9	9		1	9	10		10	1		1	2	3	1	2	
7/16	22	10	12			3	5	14		1	10	11		7	1	1		3	6	1	3	
7/17	15	8	7			1	4	10		1	6	8		9				1	2	3		
7/18	5	3	2			1		4			2	3		4					1			
7/19	8	4	4				3	5		1	5	2		6		1		1				
7/20	16	11	5				10	6		1	9	6		8	5	1		1	1			
7/21	17	13	4				6	11		3	7	7		5	1		1		4	3	3	
7/22	23	15	8			6	5	12		1	14	8		8	1	2	1	5	5	1		
7/23	20	12	8			3	6	11			9	11		6	1	1	2	1	6	3		
7/24	23	11	12			1	4	18			14	9		15	1			3	2	1	1	
7/25	18	12	6				8	10			9	9		7	3			1	3	4		
7/26	17	10	7			3	5	9			8	9		8	2	1	2	2	1	1		
7/27	19	11	8				5	14		2	10	7		10	3			1	1	2	2	
7/28	11	6	5				3	8		1	4	6		7	2	1				1		
7/29	22	15	7			3	8	11		1	11	10		9	1		2	3	1	2	4	
7/30	25	13	12			2	7	16			15	10		11				2	8	2	2	
7/31	17	12	5			1	6	10			10	7		7	2			1	5	1	1	
計	444	276	168		1	34	144	265	1	18	222	203		195	38	15	14	44	65	43	30	

- ・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
- ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
- ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
- ・高齢者とは、 満65歳以上の者をいう。
- 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 - ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 - ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 - ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、 並びにその他の場所に搬送したものをいう。
- 住居(敷地内全ての場所を含む)
- ·仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
- ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
- ·教育機関(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- 公衆(屋内)不特定者が出入りする場所の屋内部分
 - (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 - ・公衆 (屋外)不特定者が出入りする場所の屋外部分
 - (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 - •道路(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 - その他((上記に該当しない項目)

平成29年8月1日~8月31日

※数値は後日、修正されることもありますのでご了承ください

	搬送人員	男	女	年齢区分						初診時に	こおける像		発生場所ごとの項目(人)								
日付	撤 达入貝	五	Ø.	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(野外)	道路	その他
8/1	17	13	4			4	6	7			5	12		7	2	1	1	2	2	1	1
8/2	9	7	2			1	2	6		1	4	4		4	1			1	1	1	1
8/3	3	2	1				2	1			1	2		1	1						1
8/4	6	3	3			1	4	1			3	3		3			1	2			
8/5	13	9	4			2	4	7			6	7		7				2	4		
8/6	1		1				1					1							1		
8/7	9	2	7				3	6		1	5	3		9							
8/8	12	8	4			1	8	3			2	10		4	1			2	1	4	
8/9	5	4	1				1	4		1	2	2		4	1					<u> </u>	<u> </u>
8/10	18	15	3			4	5	9			4	14		6	3			5	1	2	1
8/11	6	5	1		1		2	3				6		3					1		2
8/12	5	5					3	2			4	1		3						1	1
8/13	5		3				2	3			3	2		4						1	
8/14	4		3			1	1	2			3	1		2					2		
8/15	5		1				4	1			3	2		3		1	1				<u> </u>
8/16	6	2	4			1	1	4			2	4		2				1	2		1
8/17	12	8	4				6	6		1	6	5		3	1	1			2		4
8/18	12		4			1	3	8		1	5	6		4	2				3	1	1
8/19	12	10	2			1	4	7		1	5	6		5		3	1			1	2
8/20	4		1				1	3			1	3		2					1		1
8/21	5		2				1	4			2	3		2				1		1	1
8/22	14	10	4			1	6	7			8	6		6	1			1	2		
8/23	12	10	2			2	3	7		1	5	6		2	1	1		1			
8/24	15	11	4		1		4	10			10	5		7	1	1		_	1	2	3
8/25	10		2			1	4	5		1	6	3		5	3			2			
8/26	2	1	1					2			1	1		2					_		
8/27	8		2				2	6			4	4		3					3	1	1
8/28	4		2				1	3			2	2		2	1	1				1	
8/29	5		3				1	4		1	4	4		3					1		1
8/30	1	1						1			1			1							
8/31	1	1				•	25	1			1	100		1 1 1 1		1.5	_	2-	0.	10	2-
計	241	166	75		2	21	85	133		9	104	128		110	19	10	4	20	34	19	25

- ・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
- ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
- ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
- ・高齢者とは、 満65歳以上の者をいう。
- ・死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 - ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 - ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 - ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、 並びにその他の場所に搬送したものをいう。
- ・住居(敷地内全ての場所を含む)
- ·仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
 - ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 - ·教育機関(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
 - ・公衆(屋内)不特定者が出入りする場所の屋内部分
 - (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 - ・公衆 (屋外)不特定者が出入りする場所の屋外部分
 - (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 - ·道路(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 - その他((上記に該当しない項目)

平成29年9月1日~10月1日

※数値は後日、修正されることもありますのでご了承ください

	49月1			年齡区分						初診時に	こおける値	易病程度		発生場所ごとの項目(人)								
日付	搬送人員	男	女	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(野外)	道路	その他	
9/1	2	2					1	1			2			1					1			
9/2	2	1	1			1		1				2							2			
9/3	3	2	1			1	1	1				3		1			1		1			
9/4	1	1						1				1		1								
9/5	1	1					1				1										1	
9/6	3	2	1				2	1			1	2						1	2			
9/7	1		1				1					1			1							
9/8	2	2					1	1			1	1		2								
9/9	1	1				1						1					1					
9/10																						
9/11	4	3	1			1		3			3	1		2				1	1			
9/12	1	1					1					1						1				
9/13	3	3				1		2			1	2		1			1			1		
9/14	1	1					1					1				1						
9/15	1		1					1			1			1								
9/16																						
9/17																						
9/18	4	3	1			1	2	1			2	2		1					1		2	
9/19	2	2						2			2			1						1		
9/20	1	1						1				1		1								
9/21																		<u> </u>				
9/22																		<u> </u>				
9/23																						
9/24		1						1				1								1		
9/25																						
9/26																						
9/27																						
9/28		1						1				1		1								
9/29																						
9/30		1	1					2				2					1		1			
10/1																						
計	37	29	8			6	11	20			14	23		13	1	1	4	3	9	3	3	

- ・新生児とは、生後28日未満の者をいう。

- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
- ・高齢者とは、 満65歳以上の者をいう。
- ・死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。 ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。 ・仕事場①(道路工事現場、工場、作業所等)
 ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。 ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水彦

 - ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 - ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、 並びにその他の場所に搬送したものをいう。
- 住居(敷地内全ての場所を含む)
- ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
- ·教育機関(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- ・公衆(屋内)不特定者が出入りする場所の屋内部分
 - (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 - ・公衆 (屋外)不特定者が出入りする場所の屋外部分
 - (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 - ·道路(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 - その他((上記に該当しない項目)